半田市立図書館資料弁償要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市立図書館条例(昭和59年半田市条例第12号)第8 条に規定する損害賠償のうち、図書館の資料を紛失、破損又は汚損したときの弁償につい て、必要な事項を定めるものとする。

(弁償者)

- 第2条 弁償者は、図書館資料を亡失又は他の利用者へ提供することが不可能なほど 資料的価値を喪失させた次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 貸出処理を行っている場合は、当該資料を借り受けている登録者
 - (2) 貸出処理を行っていない場合は、当該資料の価値を著しく喪失させた者
 - (3) 前2号に該当する者が弁償困難な場合においては、その関係者 (弁償方法)
- 第3条 弁償方法は、次に掲げる各号に定めるところによる。
 - (1) 現品又は相当の代価での弁償とする。ただし、映像資料 (DVD、ビデオテープ等) については、著作権者への補償金を含めた相当額を現金で弁償するものとする。
 - (2) 発行から相当年数を過ぎた資料の場合は、別表第1に定める基準による倍数を本体価格に乗じたものとする。ただし、算定して得た額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。
 - (3) 寄贈された資料等で価格が不明な資料は、別表第2の換算表により算定した額とする。
 - (4) 相互貸借資料のうち、半田市立図書館が借用した資料にあっては、当該借用先の図書館の指定する方法により弁償者が弁償を行う。

(弁償の免除)

- 第4条 館長は、第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。
 - (1) 火災により資料を焼失し、消防署から罹災証明が発行された場合
 - (2) 自然災害により資料を紛失・破損・汚損し、市区町村の罹災証明が発行された場合
 - (3) 修復可能な場合

- (4) 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合
- (5) その他館長が認めた場合
- 2 弁償対象者が前項第 1 号及び第 2 号により弁償免除を受ける場合は、「図書館資料弁償免除申請書」(様式第 1)を提出し、館長の承認を得なければならない。 (弁償の期日)
- 第5条 弁償対象者は、半田市立図書館条例施行規則(令和3年半田市教育委員会規則第2号)第23条第2項に規定する図書館資料亡失等届出日から起算して15日以内に弁償しなければならない。ただし、弁償することに相当な期間を要すると図書館が判断した場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

図書館資料弁償免除申請書

年 月 日

半田市立図書館長 様

申請者 住 所氏 名電話番号

以下の理由により、貴館所蔵資料の弁償の免除を受けたいので申請します。

- 1 該当理由
- (1) 火災により資料を焼失し、消防署から罹災証明が発行されている
- (2) 自然災害により資料を紛失・破損・汚損し、市区町村の罹災証明が発行されている
 - 2 添付資料
 - (1) □ 火災に伴う消防署の罹災証明(コピーでも可)
 - (2) □ 自然災害による罹災証明(コピーでも可)

注意事項:この申請書とともに「紛失・破損・汚損届票」も提出のこと

別表第1 (第3条関係)

資料の発行年 (西暦)	倍数
昭和25年(1950)から昭和26年(1951)まで	7 倍
昭和27年(1952)から昭和31年(1956)まで	6倍
昭和32年(1957)から昭和34年(1959)まで	5倍
昭和35年(1960)から昭和36年(1961)まで	4倍
昭和37年(1962)から昭和39年(1964)まで	3倍
昭和40年(1965)から昭和47年(1972)まで	2倍

別表第2(第3条関係)

寄贈等に係る換算表

図書の判型	金額
A 6 判 (105×148mm) 以下のもの	1ページあたり4円
B6判(128×182mm)	
A 5 判(1 4 8×2 1 0 mm)	1ページあたり8円
B5判(182×257mm)	
A 4 判 (2 1 0 × 2 9 7 mm) 以上のもの	1ページあたり12円
児童書	一律1ページあたり7円